

令和8年度 大島・三和地区デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 大島・三和地区デマンド型乗合タクシー運行業務委託

2 根拠法令

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条

3 運行形態

道路運送法施行規則第3条の3第3項に定める区域運行

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（運行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

5 運行路線

別紙に示す「乗降場所」間の輸送

6 業務内容

本業務は、別紙に示す「乗降場所」間を利用者の予約に応じて、輸送するものであり、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 利用者登録に関すること。
- (2) 利用予約に関すること。
- (3) 運行に関すること。
- (4) 運賃の徴収に関すること。
- (5) 運行管理及び運転者に関すること。
- (6) 車両及び車両搭載機器の保管、整備管理及び修繕に関すること。
- (7) 運行内容に係る関係者との協議・調整に関すること。
- (8) その他、市が必要と認める業務

7 運行日

運行日は、土曜日、日曜日、祝日・休日を除く毎日とする。

ただし、12月29日から1月3日までは運休とする。

8 運行便数及び運行時間

- ・ 1日当たりの運行便数は、焼津市立総合病院行き2便（8時台及び10時台）、大島下行き2便（10時台及び12時台）とする。
- ・ 運行は予約があった場合のみ、予約があった「乗降場所」間を運行するものとする。なお、1つの便に複数の予約が入った場合は、乗車定員の範囲で乗り合いにより運行するものとする。また、乗車定員を超えた場合は、次便以降の乗車定員を超えない便にて対応する。

9 利用者登録

事前に利用者登録を行い、住所・氏名・生年月日・電話番号・その他必要事項を台帳で管理すること。

10 利用予約の受付

利用者からの利用予約の受付は、午前8時から午後5時までとすること。各便の予約受付締切時間は、午前の1便（8時台）は、前日（運休日を除く）の午後5時まで、その他の便は、当該便の運行開始1時間前までとし、7日先までの予約を受け付けること。

11 徴収する運賃

- (1) 利用者から徴収する運賃の額は一人1回300円、小学生、身体障害者手帳等所持者及び同伴の介護者は半額の150円とする。
- (2) 徴収した運賃は、翌月末日までに市の指定する方法で納入するものとする。

12 キャンセル料

受託者の責めに帰すべき理由がなく運行がキャンセルされた場合の経費は、双方の協議の上、決定するものとする。

13 車両

当該業務を実施するため、予備車両を含め3台以上確保すること。また、使用する車両の乗車定員は、5人以上とする。

14 運行経費

運行経費は、運行区間を以下の3つに区分し設定する。なお、乗合があった場合は、最初の旅客が乗車したバス停の属する区間と最後の旅客が降車したバス停の属する区間とする。

運行区間1：大島下～焼津市立総合病院

運行区間2：大島萩の森～焼津市立総合病院

運行区間3：三和ちびっこ広場前～焼津市立総合病院

15 その他

- (1) 道路運送法等関係法令を遵守し、輸送サービスを行う。
- (2) 道路運送法に規定する必要な許認可を受ける。
- (3) 運行に必要な施設・用地（車両、車庫等）を整備、管理する。
- (4) 運行管理者、車両等への緊急連絡体制を確保する。
- (5) 利用者からの問い合わせに随時、対応する。
- (6) 運転手は制服、名札を着用する。
- (7) 業務中に事故が発生した場合はこれを解決し、不足の事態が発生した場合は対処し、輸送の確保を行う。
- (8) 運行に支障がある場合は、市に連絡するとともに利用者に周知を図る。
- (9) 委託期間中に利用者の利便性向上等のため、本仕様書について変更する必要が生じた場合は、双方の協議の上、本仕様書の規定を変更することができるものとする。
- (10) その他疑義の生じた場合は、双方の協議により決定する。